

就学援助申請に係る公的証明書について（保護者用）

公的証明書による申請の場合、写しを申請書に添付して提出してください。

その他の証明書による申請の場合には、各小中学校又は熊本市教育委員会指導課（電話番号 096-328-2716）にお尋ねください。

申請理由（2） 市町村民税の非課税

令和5年度（2023年度）の課税状況が熊本市で確認できる方は、証明書の添付は不要です。

熊本市外からの転入・単身赴任等により課税状況が確認できない方は、①又は②の方法により提出して下さい。

①個人番号を利用する

※個人番号届出書を記入。個人番号通知カード、個人番号カードの写しを添付。

②市県民税（所得・課税）証明書を提出する

個人番号通知カード



個人番号カード



又は

市県民税（所得・課税）証明書

氏名		住所		所得		課税	
氏名	花子	住所	熊本市	所得	0円	課税	0円

両親（ひとり親の場合は1人）の市県民税の課税額が「¥0」である場合に認定を受けることができます。

令和5年（2023年）1月1日に居住されていた市町村で取得して下さい。（要手数料）

申請理由（3） 国民年金の掛金の免除

国民年金保険料免除申請承認通知書

両親がいる場合も、申請者となる方のみの証明書で認定を受けることができます。

全額免除、3/4免除、半額免除が対象です（1/4免除は対象外）。令和6年度申請の場合は、免除期間に「令和5年7月から令和7年6月」が含まれていることが必要です。

必ず左の2面コピーが必要となります。

申請理由（4） 児童扶養手当の支給

児童扶養手当証書

児童扶養手当の支給を受けているが、何らかの理由により児童扶養手当証書を持っていない場合、「児童扶養手当受給資格証明書交付申請書兼証明書」で認定を受けることが出来ます（担当 各区役所保健子ども課 手数料不要）。

※「熊本市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」、「児童扶養手当認定請求書」受領書、「児童扶養手当認定通知書」等では認定を受けることができません。

証書は申請日時点で最新のものを提出。

- 申請日時点で有効期限が切れている証書では受付が出来ません。
- 有効期限が切れていない場合でも、最新の証書がある場合には最新の証書を提出してください。